63　金属性磁性材料であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　比初透磁率が120,000以上のものであって、厚さが0.05ミリメートル以下のもの
⑵　磁歪合金であって、次のいずれかに該当するもの
ア　飽和磁気歪が0.0005を超えるもの
イ　電気機械結合係数が0.8を超えるもの
⑶　ストリップ状のアモルファス合金又はナノクリスタル合金であって、次のア及びイに該当するもの
ア　鉄、コバルト若しくはニッケルのいずれかの含有量又はこれらの含有量の合計が全重量の75パーセント以上のもの
イ　飽和磁束密度が1.6テスラ以上のものであって、次のいずれかに該当するもの
㋐　厚さが0.02ミリメートル以下のもの
㋑　電気抵抗率が２マイクロオームメートル以上のもの
64　ウランチタン合金又はタングステン合金であって、そのマトリックスが鉄、ニッケル又は銅のもののうち、次の⑴から⑷までの全てに該当するもの
⑴　密度が17.5グラム毎立方センチメートルを超えるもの
⑵　弾性限度が880メガパスカルを超えるもの
⑶　引張強さが1,270メガパスカルを超えるもの
⑷　伸び率が８パーセントを超えるもの
65　超電導材料であって、次のいずれかに該当するもの（長さが100メートルを超えるもの又は全重量が100グラムを超えるものに限る。）
⑴　フィラメントを有するものであって、ニオブチタンのフィラメントを含むもののうち、次のア及びイに該当するもの
ア　フィラメントが銅又は銅合金以外のマトリックスに埋めこまれたもの
イ　フィラメントの断面積が100万分の28平方ミリメートル未満のもの
⑵　ニオブチタン以外の超電導フィラメントからなる超電導材料であって、次のア及びイに該当するもの
ア　磁界をかけない場合に臨界温度が零下263.31度超のもの
イ　超電導材料の縦軸に対してあらゆる方向から垂直に12テスラの磁束密度の磁界をかけた場合に、零下268.96度の温度で超電導状態を保つことができるものであって、臨界電流密度が全ての横断面で1,750アンペア毎平方ミリメートルを超えるもの
⑶　超電導フィラメントからなる超電導材料であって、零下158.16度の温度を超えて超電導性を保つことができるもの
66　潤滑剤として使用することができる材料又は振動防止用若しくは冷媒用に使用することができる液体であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　潤滑剤として使用することができる材料であって、次のいずれかに該当する物質を主成分とするもの
ア　フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル又はこれらの混合物であって、その有するエーテル基、チオエーテル基又はこれらの官能基の数の合計が３以上のもの
イ　フッ化シリコーン油であって、25度の温度において測定した動粘度が5,000平方ミリメートル毎秒未満のもの
⑵　振動防止用に使用することができる液体であって、純度が99.8パーセントを超え、かつ、径が200マイクロメートル以上の粒状の不純物の数が100ミリリットル当たり25個未満のもののうち、次のいずれかに該当する物質の重量が全重量の85パーセント以上のもの
ア　ジブロモテトラフルオロエタン
イ　ポリクロロトリフルオロエチレン
ウ　ポリブロモトリフルオロエチレン
⑶　電子機器の冷媒用に使用することができる液体であって、フルオロカーボンからなるもの（医療用として記述があり、かつ、梱包されたものを除く。）のうち、次のア及びイに該当するもの
ア　次のいずれかに該当する物質の含有量の合計が全重量の85パーセント以上のもの
㋐　パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー
㋑　パーフルオロアリファティックエーテルのモノマー
㋒　パーフルオロアルキルアミン
㋓　パーフルオロシクロアルカン
㋔　パーフルオロアルカン
イ　次の㋐から㋒までの全てに該当するもの
㋐　25度の温度における密度が、１ミリリットル当たり1.5グラム以上のもの
㋑　零度の温度において液体のもの
㋒　フッ素の含有量が全重量の60パーセント以上のもの
67　セラミック粉末若しくはセラミックの半製品若しくは一次製品、セラミック複合材料又はセラミックの材料となる前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末であって、金属不純物の含有量が全重量の0.5パーセント未満のもののうち、粒子の径の平均値が５マイクロメートル以下であり、かつ、径が10マイクロメートルを超える粒子の重量の合計が全重量の10パーセント以下であるもの
⑵　チタンのほう化物からなるセラミックの半製品又は一次製品であって、理論密度比が98パーセント以上のもの（研磨材を除く。）
⑶　セラミック複合材料であって、ガラス又は酸化物をマトリックスとするもののうち、次のいずれかに該当するもの
ア　次の㋐及び㋑に該当する繊維により強化されたもの
㋐　比強度が12,700メートルを超えるもの
㋑　次の系のいずれかの元素の組合せからなるもの
ａ　けい素及び窒素
ｂ　けい素及び炭素
ｃ　けい素、アルミニウム、酸素及び窒素
ｄ　けい素、酸素及び窒素
イ　次の㋐又は㋑からなる連続した繊維（1,000度の温度における引張強さが700メガパスカル未満のもの、又は1,000度の温度において100メガパスカルの応力が発生する荷重を100時間にわたって加えたときに、クリープ歪みが１パーセントを超えるものを除く。）により強化されたもの
㋐　酸化アルミニウム
㋑　けい素、炭素及び窒素
⑷　セラミック複合材料であって、粒子、ウィスカー又は繊維により強化されたもののうち、けい素、ジルコニウム又はほう素の炭化物又は窒化物をマトリックスとするもの
⑸　セラミックの材料となる前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの
ア　ポリジオルガノシラン
イ　ポリシラザン
ウ　ポリカルボシラザン